

帰還困難区域（富岡町）から避難し、平成25年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地につき平成25年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額を、建物につき昭和58年の新築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額を、それぞれ損害額と認めた事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

第1. 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、申立人と被申立人との間に争いがない下記の損害項目について一部和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

(1) 財物損害（別紙物件目録記載の【土地】について）金728万4003円

(2) 財物損害（別紙物件目録記載の【建物】に係る損害について）
金2476万2993円

(内訳)

①財物損害（建物）	金1623万0156円
②平成16年〇月〇日付キッチン入替工事	金157万9963円
③平成18年〇月〇日付内装改築工事	金27万9322円
④平成18年〇月〇日付断熱リフォーム工事	金34万5594円
⑤平成22年〇月〇日付浴室改装工事	金331万2662円
⑥その他庭木・構築物等	金301万5296円

第2. 和解金額

被申立人は、申立人に対し、本件損害に係る和解金として、金3204万6996円の支払義務があることを認める。

第3. 支払方法

(省略)

第4. 継続協議

申立人と被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本件和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月27日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 和田千代)

帰還困難区域（富岡町）から避難し、平成25年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地につき平成25年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額を、建物につき昭和58年の新築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額を、それぞれ損害額と認めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

第1. 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について全部和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

(1) 財物損害（別紙物件目録記載の【土地】について）

金904万6836円

(2) 財物損害（別紙物件目録記載の【建物】に係る損害について）

金2476万2993円

(内訳)

①財物損害（建物）	金1623万0156円
②平成16年〇月〇日付キッチン入替工事	金157万9963円
③平成18年〇月〇日付内装改築工事	金27万9322円
④平成18年〇月〇日付断熱リフォーム工事	金34万5594円
⑤平成22年〇月〇日付浴室改装工事	金331万2662円
⑥その他庭木・構築物等	金301万5296円

第2. 既払い金

申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金の内、3204万6996円については、申立人と被申立人との間で和解契約が成立し、これにより解決済みであることを確認する。

第3. 和解金額

被申立人は、申立人に対し、本件損害に係る和解金として、金176万2833円の支払義務があることを認める。

第4. 支払方法

(省略)

第5. 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6. 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に別途請求しない。

第7 確認条項

申立人及び被申立人は、本和解契約書第1（1）、（2）の各財物について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月28日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 和田千代）